

**令和8年度愛知県西三河福祉相談センター
生活困窮者自立相談支援事業委託事業者募集要領**

1 業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度愛知県西三河福祉相談センター生活困窮者自立相談支援事業

(2) 委託内容

「愛知県生活困窮者自立相談支援事業実施要綱」及び「令和8年度愛知県西三河福祉相談センター生活困窮者自立相談支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで

(4) 委託料上限額

11,819,808円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。受託者の提案内容に基づき、改めて仕様を定め、見積書を提出していただきます。

(5) 契約相手方数

実施地域	契約相手方数
幸田町	1者

2 応募資格

応募者は、以下の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- (1) 法人であること。
- (2) 西三河福祉相談センター管内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (3) 愛知県会計局が定める指名停止取扱要領に基づく指名停止措置期間中の者でないこと。
- (4) 法人の代表者又は役員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。
- (6) 財政的基礎が確立されており、必要な組織、人員等を有していること。
- (7) 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 宗教活動や政治的活動を目的とした団体でないこと。

3 スケジュール(予定)

内容	期日
募集公告	令和8年2月26日（木）
企画提案に関する質問受付期間	令和8年2月27日（金）～3月4日（水）

企画提案に関する質問回答の公表	令和8年3月9日（月）
企画提案提出期間	令和8年3月12日（木）
企画選定委員会（書面審査）	令和8年3月18日（水）
委託事業者決定	令和8年3月23日（月）
契約締結	令和8年4月1日（水）

4 企画提案に関する質問等

本委託事業に関する問い合わせは、下記により受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年2月27日（金）～3月4日（水）午後4時

(2) 質問方法

質問書（別紙様式）を電子メールで提出してください。なお、メールの件名（タイトル）は、「質問（生活困窮者自立相談支援事業、法人名）」としてください。

また、受信確認のため、メール送信後に電話をしてください。

【送付先】

愛知県西三河福祉相談センター 地域福祉課

電 話： 0564-27-2718

E-mail：nishimikawa-fukushi@pref.aichi.lg.jp

(3) 回答方法

回答は、令和8年3月9日（月）中に、愛知県西三河福祉相談センターのホームページ（〔福祉相談センタートップページのURL〕）に掲載します。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対して個別に行うことがあります。

5 応募手続き

(1) 提出書類及び部数

業務の受託を希望する場合は、次の書類を提出してください。

ア 企画提案参加申込書（様式第1号） 1部

イ 企画提案書（様式第2号） 正本1部、副本4部（副本は、法人名が分からないように加工して提出すること。）

ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式第3号） 1部

エ 企画提案参加資格に係る宣誓書（様式第4号） 1部

(2) 提出期間

令和8年3月12日（木）午後4時（必着）

(3) 提出方法

愛知県のホームページから必要書類をダウンロードして作成し、持参により、書面で提出するものとします。

持参により提出する場合の受付時間は、県の休日に関する条例第1条に定める休日を除き、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

【提出先】

愛知県西三河福祉相談センター 地域福祉課

住 所：〒444-0860

岡崎市明大寺本町 1-4 西三河総合庁舎 9階

(4) 企画提案書の帰属等

- ア 提出された企画提案書については、返還しません。
- イ 採用された企画提案書の著作権については、愛知県に帰属します。
- ウ 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については開示することとします。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえた上で、愛知県が判断します。

(5) 留意事項

- ア 企画提案は、実施地域ごとに、1者1案とします。2案以上を提出した場合は、その実施地域の企画提案は無効とします。
- イ 書類の提出後は、書類の追加及び差し替えは認めません。ただし、県が書類の追加提出又は書類の補正を求めた場合は、この限りではありません。
- ウ 提出後に応募を取り下げの場合は、令和8年3月16日(月)までに取下願(様式第5号)を提出してください。この場合であっても、すでに提出された書類は返却しません。
- エ 企画提案書の作成・提出等応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。
- オ 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とします。
 - ① 応募資格を満たさなくなったとき。
 - ② 提出書類が不足しているとき。
 - ③ 経費見積額が、委託料上限額を上回っているとき。
 - ④ 提出された書類に不備があるとき又は提出書類に虚偽、不正、法令等に違反する内容の記載があったとき。
 - ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
 - ⑥ その他不正な行為があったとき。

6 企画提案の選考方法

(1) 選考方法

企画提案の選考方法は、書面審査によるものとします。

なお、選考の過程等に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じません。

(2) 選考基準

選考においては、生活困窮者自立相談支援事業に対する考え方や提案内容等について総合的な評価を行います。

(3) 選考結果の通知

選考結果については、選考通過者及び落選者それぞれに通知します。

(4) 選考結果発出日(予定)

令和8年3月23日(月)

7 契約等に関する事項

(1) 契約方法

愛知県財務規則（昭和 39 年 3 月 25 日規則第 10 号。以下「財務規則」といいます。）に定める契約の手続きにより、契約を締結します。

(2) 契約保証金

財務規則第 129 条の 2 の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上とします。

ただし、財務規則第 129 条の 3 各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがあります。

(3) 代金の支払

原則として精算払とします。

ただし、会社以外の法人については、県と協議の上、概算払ができることとし、契約書で定めることとします。

(4) 契約相手方

契約に当たっては、最も優秀であると選定された企画提案を提出された方と、委託事業の仕様及び契約金額を協議した上で、委託契約を締結することとなります。

このため、契約金額については、経費見積書に記載した見積金額と同額とならない場合があります。

仕様の決定に当たっては、愛知県が修正等の指示を行った場合には、指示に従ってください。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の方と協議するものとします。

(5) 委託料の額の確定

本事業は、生活困窮世帯からの申込により支援対象者が決定するという事業の性質から、支援対象者の変動等に伴う人件費の変動を適切に反映できるよう、精算条項を設けた契約とします。

8 担当

愛知県西三河福祉相談センター 地域福祉課

住 所：〒444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4

電 話：0564-27-2718

F A X：0564-27-2816

E-mail：nishimikawa-fukushi@pref.aichi.lg.jp